

「顧客本位の業務運営」 モニタリングに際して

国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において、銀行、証券会社による「顧客本位の業務運営」を確保することが大切だ。顧客本位の業務運営は、銀行、証券会社にとって当然のこととして認識されていると思われる。私どもでも、金融機関の自主的な取り組みを手助けするため、業務運営態勢の構築状況をモニタリングしている。

言うまでもなく、銀行や証券会社は法令上、「国民経済の健全な発展に資する」ことが求められよう。「安定的な資産形成を目指す顧客に対して、そのニーズにふさわしくない商品を販売している」と見られる銀行、証券会社が少なからず存在するのは、深刻な問題と受け止めている。

仕組債に限らず、銀行や証券会社で販売する商品が、販売する各行、各社において、①顧客の最善の利益を追求する商品性となっているかという観点から、その商品を組成・販売するか否かを検討しているか、②顧客が負担するコストの透明性を含め、どのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえたものとなるのか検討しているか——が重要な検証ポイントになり得る。金融商品取引法上のルール、顧客本位の業務運営原則上のプリンシプルが遵守されていることは、免許、登録業者である銀行や証券会社にあっては当然の前提だろう。

仕組債を提案すべき顧客層は本来、投資経験豊富な超富裕層など、商品理解度やリスク許容度が高い者に限定されているはずではないだろうか。投資経験が乏しく、リスクを回避したい顧客にも販売している事例や、回転売買が疑われるような事例が依然数多く認められている。

今事務年度の金融行政方針では、我が国の持続的成長を促し、企業価値の向上と収益の果実が国民に還元される資金の好循環を実現し、国民の安定的な資産形成を促進することが記載さ

れている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針）では、新しい資本主義に向けた重点投資分野の1つに「資産所得倍増プラン」が掲げられている。家計の保有する金融資産を拡大していくためには、預

金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環をつくる必要があろう。国民が安心して投資を進める環境を整備することが重要と思う。

ところが、日本証券業協会がデリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直し（投資勧誘規則に係る各種ガイドライン等の制定）を実施して10年以上が経過しても、顧客の真のニーズに沿った顧客本位の販売が行われていないのが実態ではないだろうか。私どもの問題意識は日証協にも伝えてあり、日証協において自主規制ルールの見直しの検討が進んでいる。しかし、これまでの実態を踏まえると、私どもが、仕組債をはじめとするリスク性商品の販売状況を重点的に検証することが必要だと考えている。

私どもは、法令上求められている禁止行為等を除けば、「特定の商品を売るな」とか「特定の商品を売れ」という立場にはない。どのような商品を販売するかは個々の金融機関が判断すべきだが、商品の組成・販売に際して、国民経済の健全な発展に資するものか、顧客の最善の利益を追求する商品性となっているか、との観点から、各金融機関で検討されていることが重要だろう。

私どもは、あくまで免許、登録業者である銀行や証券会社で、顧客それぞれの真のニーズを踏まえた相応しい商品を販売しているか否か、という観点で検証を進めていきたいと思う。



金融庁審議官

屋敷利紀